

# 令和4年第4回区議会定例会

## 議案説明資料

※議案第68号については資料なし

(議案第63号)

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する  
条例

<改正の趣旨>

区では、「杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例」を制定し、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、電気通信回線を通じて送受信を行った住民票記載事項の処理状況等について、杉並区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告し、区民に公表すること等としている。

このたび、住民基本台帳法の一部が改正され、個人番号カードの交付を受けている者等の転出届を受けた市町村長は、転入地市町村長が転入届を受ける前に、あらかじめ、転入予定地市町村長に対して、電気通信回線を通じて転出証明書情報を通知しなければならないこと等とされた。

このことに伴い、審議会への報告事項等を改める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

審議会への報告事項等に転入予定地市町村長への転出証明書情報の通知の処理状況を加えるほか、必要な規定の整備を行う。（第3条の2及び第5条）

<実施の時期>

令和5年2月6日

【問合せ先】

区民課

(議案第 6 4 号)

## 杉並区印鑑条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例

### <改正の趣旨>

平成 2 8 年 1 月、個人番号カードの交付開始に伴い、住民基本台帳カードの交付を終了したところ、区では、「杉並区印鑑条例等の一部を改正する等の条例」において、既に交付された住民基本台帳カードの有効期間中は、引き続き、コンビニ交付サービスの利用手続を行った後、住民票の写し等のコンビニ交付を受けることができることとする経過措置を定めたところである。

このたび、個人番号カードの所有者が増加し、有効な住民基本台帳カードの所有者及び新たに住民基本台帳カードによるコンビニ交付サービスの利用手続を行う者が減少していること等を踏まえて、当該経過措置の対象を令和 5 年 1 2 月 1 日前に利用手続を行った場合に限ることとした。

このことに伴い、住民基本台帳カードの利用に係る経過措置の対象となる住民基本台帳カードの範囲を改める必要があるため、この条例案を提出する。

### <改正の概要>

令和 5 年 1 2 月 1 日前に利用手続を行い、交付サービスの提供に必要な情報を記録された住民基本台帳カードに限り、当該住民基本台帳カードを利用して多機能端末機による住民票の写し等の交付サービスの提供を受けることができることとする。(附則第 4 項)

### <実施の時期>

令和 5 年 1 2 月 1 日

【問合せ先】

区民課

(議案第 6 5 号)

杉並区立子ども・子育てプラザ条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「杉並区立施設再編整備計画」に基づき、杉並区立下高井戸児童館を改修し、子ども・子育てプラザを設置することとした。

このことに伴い、その名称及び位置を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<施設の概要>

名称	杉並区立子ども・子育てプラザ下高井戸
位置	杉並区下高井戸四丁目 1 9 番 6 号 (ゆうゆう下高井戸館と併設)
敷地面積	1, 3 0 9 . 8 4 m <sup>2</sup>
建築面積	3 9 9 . 6 3 m <sup>2</sup>
延床面積	5 9 2 . 8 2 m <sup>2</sup> のうち、 子ども・子育てプラザ下高井戸部分 3 7 1 . 6 5 m <sup>2</sup>
構造	鉄骨造 地上 2 階建て
施設内容	ベビールーム、キッズルーム、プレイホール等

<改正の概要>

子ども・子育てプラザ下高井戸の設置に伴い、その名称及び位置を定める。  
(別表)

<実施の時期等>

- 1 公布の日から起算して 1 0 月を超えない範囲内において規則で定める日  
(令和 5 年 9 月を予定) から施行する。(附則第 1 項)
- 2 必要な準備行為について定める。(附則第 2 項)
- 3 杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部改正 (附則第 3 項)  
下高井戸児童館に係る規定を削除する。(別表 2)

- 4 杉並区行政財産使用料条例の一部改正（附則第4項）  
下高井戸児童館の目的外使用料に係る規定を削除する。（別表第2）

**【問合せ先】**

児童青少年課

(議案第 6 6 号)

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区が収集・運搬を行う廃棄物のうち、一定のものを処理する場合には、排出者から廃棄物処理手数料を徴収しているところである。

このたび、廃棄物処理手数料と手数料原価等との間に乖離<sup>かいり</sup>が生じていることから、この乖離を解消するため、廃棄物処理手数料を引き上げることとした。

このことに伴い、廃棄物処理手数料を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

廃棄物処理手数料について、1 キログラム当たり「40円」から「46円」に引き上げるほか、この引上げ額に応じて、有料ごみ処理券及び粗大ごみに係る手数料をそれぞれ引き上げる。(別表)

<実施の時期等>

- 1 令和5年10月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第2項から第4項まで)

【問合せ先】

ごみ減量対策課

(議案第67号)

令和4年度杉並区一般会計補正予算(第7号)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業等について、新たな事情や緊急性等の観点から計上するものです。

【概要】

補正事業 28事業 937,065千円

【歳出予算】

①区政運営の総合調整	824千円
②区政経営改革の推進	775千円
③情報政策の推進	204千円
④体育施設の維持管理	7,730千円
⑤中国残留邦人等への支援	10,214千円
⑥介護保険事業者支援	2,000千円
⑦障害者利用者負担軽減	3,000千円
⑧児童虐待対策	1,868千円
⑨乳幼児及び義務教育就学児医療費助成	61,928千円
⑩ひとり親家庭等医療費助成	3,127千円
⑪障害児発達相談	△2,141千円
⑫保育所等物価高騰緊急対策事業	271,180千円
⑬(仮称)子ども・子育てプラザ下高井戸の整備	36,500千円
⑭母子に関する相談・講座等	7,933千円
⑮安心して妊娠・出産できる環境づくり	20,100千円
⑯感染症予防・発生時対策	450,999千円
⑰都市計画道路の整備	1,678千円
⑱公園等の整備	6,300千円
⑲みどりの基金	7,000千円
⑳杉並産エネルギーの創出と省エネルギーの推進	21,615千円
㉑国際理解教育の推進	2,921千円
㉒光熱水費追加補正(災害時情報連絡体制の確立外6事業)	21,310千円

【歳入予算】

○国庫支出金	12,361千円
○都支出金	777,993千円
○寄附金	7,000千円
○特別区税(財源保留)	139,711千円



【債務負担行為】

○追加

No.	事 項	期 間	限度額
1	障 害 児 発 達 相 談 (児童発達相談窓口移転に係る改修設計)	令和5年度まで	3,000 千円
2	(仮称)子ども・子育てプラザ 下 高 井 戸 の 整 備	令和5年度まで	55,000 千円
3	道 路 の 路 面 改 良	令和5年度まで	277,000 千円
4	狭 あ い 道 路 拡 幅 整 備	令和5年度まで	30,000 千円
5	街 路 灯 の 維 持 補 修	令和5年度まで	9,000 千円
6	民 有 灯 の 助 成 ( 維 持 補 修 )	令和5年度まで	33,000 千円

○変更

No.	事 項	期 間	限度額
1	区立児童相談所の整備 (基本実施設計)	令和5年度まで	39,000 千円
	↓		
	区立児童相談所の整備 (基本実施設計)	令和6年度まで	39,000 千円
2	公園等の整備 (馬橋公園拡張整備工事)	令和5年度まで	109,000 千円
	↓		
	公園等の整備 (馬橋公園拡張整備工事)	令和5年度まで	119,000 千円
3	公園等の整備 (富士見丘北公園整備工事)	令和5年度まで	45,000 千円
	↓		
	公園等の整備 (富士見丘北公園整備工事)	令和5年度まで	74,000 千円